



申10号 「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する申し入れを提出! ②

要求項目

【現業機関の新設】

4. 統括センター間、営業統括センター間及び統括センターと営業統括センター間における兼務・連携は行わないこと。
5. 統括センター及び営業統括センターの新設にあたっては、取り扱い誤りを防止し作業性を高めるため、駅業務の各駅における違いを把握し、マニュアル化すること。
6. 車両センター及び技術センターの組合員は、職場においてグループで行う計画的な業務の他に、突発的な異常時対応が求められるため、統括センター及び営業統括センターと兼務や連携する場合でも、所属職場の業務を優先させること。
7. 主たる業務が乗務員の組合員が、乗務割交番に則り勤務が指定される月においては、駅業務の指定を行わず、乗務割交番以外で勤務が指定される月において駅業務の指定を行うこと。
8. 主たる業務が駅業務の組合員が、日単位及び時間単位で乗務を行う場合は、車掌行路及び運転士行路と限定し、不安なく乗務できる体制とすること。
9. 時間単位の働き方で乗務を行う場合は、乗務後に地上勤務を指定すること。
10. 「新たなジョブローテーションの実施」における指導担当の配置・育成等の議論経過を踏まえ、職場の安全レベルの維持・向上に重要な役割を担う乗務員の指導担当については、添乗指導、教育・訓練等の人材育成に関する主たる業務が確実に遂行できる環境を確保するため、他系統の業務を行わないこと。
11. 技術指導担当として発令を受けている期間については、他系統の業務を行わないこと。
12. 各系統の技術・技能を確実に継承するため、各系統において経験・知識を蓄積し判断力、指導力などを兼ね備えた人材育成を確実に実施し、職場に技術・技能を定着させること。
13. 各系統における技術・技能を確実に継承するため、担当する業務内容に関係する教育・訓練は、それぞれ確実に実施すること。
14. 不安解消に向け本人の習熟度を考慮し、見習い中に十分な教育・訓練を行うこと。また、見習い期間が終了するまでは、見習いとして従事する業務に専念させること。
15. 主たる業務が一定期間空いた場合は、職場の特状を踏まえ必要な教育・訓練を行うこと。
16. 統括センター及び営業統括センターの新設にあたっては、異常時の対応能力が向上する体制を構築すること。
17. 除草・除雪については、専門性を有する重要な業務のため、熟慮したうえで安全配慮義務に踏まえ実施すること。
18. 主たる業務が乗務員の組合員が駅業務を行った場合及び、主たる業務が駅業務の組合員が乗務した場合も、乗務員勤務制度における在宅休養時間の考えを準用し、勤務間インターバルを確保すること。
19. 乗務から駅業務を行う場合においては、最低45分以上を確保すること。また、適正に労働時間管理が行える体制を構築すること。
20. 勤務作成及び勤務操配等の負担が増加することが想定されることから、勤務指定が確実に行える環境の構築のため勤務作成者の体制を厚くすること。
21. 統括センター・営業統括センターにおいて、管理者のさらなる負担増が想定されることから対策を講じ、管理者の働きがいを向上させること。
22. 統括センター・営業統括センターの主管部及び一部支社機能の融合における権限移譲の範囲を明らかにすること。

【職名の見直し】

23. 鉄道事業において、各系統における専門性や特殊性が高いことから、主務職以下の職名の統合を行わないこと。なお、組合員が安全・健康で働きがいのある職場にするために、適正な要員を確保すること。

【技能手当の支給基準の見直し】

25. 「現業機関における柔軟な働き方の実現について」の施策実施以前に、衛生管理者及び危険物保安監督者の資格を保有し技能手当が支給されている事務職の組合員については、施策実施以降もこれまで通りの技能手当を支給すること。

【通勤超勤の取扱い】

26. 組合員が働く各箇所において、貸与品及びロッカー等を整備すること。

※24項は③に別途記載しています。

③へ続く